

生活管理指導員 (ヘルパー) 派遣事業

介護の必要はなくても、身体等が虚弱なために、自立した日常生活を送ることが困難な人に、生活管理指導員（ヘルパー）を派遣します。

対象者は？

おおむね60歳以上で、要介護（要支援）認定を受けていない人であって、次のいずれかに該当する人

- ① 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、
社会適応が困難な人
- ② 病気や負傷のため、一時的に日常生活の支援を要する人

サービス内容は？

次のうち、状況に応じて必要なことを行います。

- ① 生活援助に関すること・・・調理、洗濯、掃除、買い物など
- ② 指導および相談に関すること・・・基本的な生活習慣の習得、生活相談など

料金は？

- ・ 1時間あたり350円です。（月ごとにお支払いいただきます）
- ・ 利用できるのは原則週1回60分未満です。（月曜から金曜までの平日）

留意点

- ・ 介護保険の認定を受けた人は、利用できません。
- ・ ヘルパーは、お手伝いではありません。本人が自立できるよう家事の方法を指導します。特に、以下のことは行いません。

利用者以外の家事・来客の応接・花木の水やり・ペットの世話・家具の修理・洗車
家具等の移動や修繕・模様替え・植木の剪定等の園芸・大掃除・窓ガラス拭き
草むしり正月や法事等の特別な手間を要する調理・お酒やタバコの嗜好品の買い物
など

この事業は、広川町社会福祉協議会に委託して実施しています。

申請窓口やお問い合わせは、広川町役場 福祉課 高齢者支援係まで

電話 0943-32-1113

生活管理指導員派遣事業の流れ

1、利用の申請

ヘルパー派遣を希望される場合は、役場 福祉課 高齢者支援係の窓口で、「事業利用申請書」を提出してください。

※申請時には、緊急連絡先となる人の電話番号等が必要です。

2、訪問調査

相談員や指導員等が、ご自宅を訪問して、状況を確認させていただきます。事業利用の要否の検討や、他の困りごと等のご相談にも対応します。

3、利用決定通知書

利用の決定通知を送付します。

4、事業の利用

決定した曜日、時間にヘルパーを派遣します。

5、利用料の納付

月ごとに利用料を納付いただきます。また、当日にキャンセルされた場合は、利用料をお支払いいただきます。